

記 者 提 供 資 料
2019 年(平成 31 年)1 月 15 日
明 石 市 総 務 局 総 務 管 理 室 明 石 市 総 務 局 職 員 室

コンプライアンス強化に向けた検討結果について（報告）

このたび、昨年 12 月 27 日に「明石市緊急対策検討チーム（以下「検討チーム」という。）」から市長へ、検討結果の報告がありましたので、お知らせします。

1 検討チームからの報告書

別紙のとおり

2 策定した各種指針及びガイドライン

(1) 職員倫理指針

項 目	内 容
現 状 ・ 課 題	これまで、法令遵守の推進等に関する条例等を定め、行動指針等を職員に周知するなど、コンプライアンスの推進に努めてきましたが、本年度、複数の職員が業者と不適切な関係が続いていた事案が判明しました。 これは、本市に倫理指針がないため、許される行為と許されない行為が明確でなかったことが、発生要因の一つでした。
対 応	改めて職員全員に「してはいけないこと」を明確に示し、誤認を防止します。 また、職員全員に意識啓発を図り、倫理意識を高めることが不祥事の根絶につながると考え、国の指針をベースに、本市の不祥事事案を考慮した、実効性のある指針を策定しました。

(2) 懲戒処分に関する指針

項 目	内 容
現 状 ・ 課 題	本市では、これまで道路交通法違反にかかる処分基準を除き、国の基準を参考とした懲戒処分を行ってきました。 しかし近時、いまだ不祥事が散見されており、処分に対する職員の危機感が乏しく、規範意識の欠如が見受けられました。
対 応	非違行為に対する明確な基準を定め、職員倫理指針と併せて示すことで、職員が自らを律する意識を持ち、非違行為の抑止につながると考えました。 また、策定にあたっては、国の基準と県下自治体の基準との比較検討などを行い、本市の過去事案も踏まえて策定しました。

(3) 現業職場での不祥事防止に向けた行動指針及び教育現場での不祥事発生時の早期対応指針

項 目	内 容
現 状 ・ 課 題	これまで、環境部での手当不正受給、斎場での業者からの贈答品受領、公園管理事務所での私物持込、斎場での業者との不適切な関係、さらに中学校教諭の酒気帯び運転及び強制わいせつ被疑事件など、現業職場及び教育現場では、複数の不祥事が発生していました。 そのため、当職場の不祥事防止等への取り組みが課題となっていました。
対 応	市民の信頼回復に向けた業務の見直しを図るため、当該職場で抱える課題、考えられるリスク要因及び対策を集中的に議論し、当該職場での行動指針等について、とりまとめました。

(4) 職場環境づくりガイドライン <ハラスメント防止編>

項目	内容
現 状 ・ 課 題	<p>本年度、部長職による暴行・ハラスメント行為が、長期間に渡り、かつ、繰り返し行われていた事案が判明しました。</p> <p>この要因としては、組織としてもハラスメントに対する認識が十分でなく、被害者等から相談が寄せられていたにも関わらず、適切・的確に対応できていなかったことが考えられました。</p>
対 応	<p>ハラスメント行為は、当事者間の問題だけでなく、職場内の秩序の乱れ、ひいては市民サービスの低下につながりかねません。</p> <p>特に、上司から部下への不用意な言動は、職員の勤労意欲を減退させ、精神的な疾患に陥る要因にもなります。</p> <p>については、事案を教訓として、指導とパワー・ハラスメントとの線引きを明確化し、職員がしてよいこと、いけないことについて、庁内の共通認識を図るためのガイドラインを策定しました。</p>

(5) 職場環境づくりガイドライン <相談窓口編>

項目	内容
現 状 ・ 課 題	<p>これまで、新規採用職員を支援する「エルダー制度」や、メンタルヘルスに関する「いきいき職場サポーター」の配置など、職員が相談しやすい環境づくり及び精神面のケアに努めているところです。</p> <p>一方で、相談を受けた後の対応手続きに関する明確な仕組みがなかったことから、結果的に適切な対応が図られないという事例がありました。</p>
対 応	<p>ハラスメント行為を含め、問題行動の早期発見、また、相談後の対応の明確化が、職場環境の改善への効果的な手段と考えました。</p> <p>このため、ハラスメント行為など「職場環境を阻害する問題行動」に特化した相談窓口を、本年度8月、総務管理室総務課と職員労働組合の2箇所に開設したところです。</p> <p>そして、検討チームでは、相談窓口を円滑に運営するため、相談者へのケアの仕方や相談を受けた後の対応の流れなど、当窓口の在り方について検討し、相談窓口に関するガイドラインを策定しました。</p>

【問合せ先】

『職員倫理指針』

『懲戒処分に関する指針』

『現業職場での不祥事防止に向けた行動指針及び教育現場での不祥事発生時の早期対応指針』
について

総務局職員室（久保井） 電話 078-918-5006（内線 2420）

『職場環境づくりガイドライン』について

総務局総務管理室（島瀬） 電話 078-918-5005（内線 2402）